

第3章 防 災 組 織

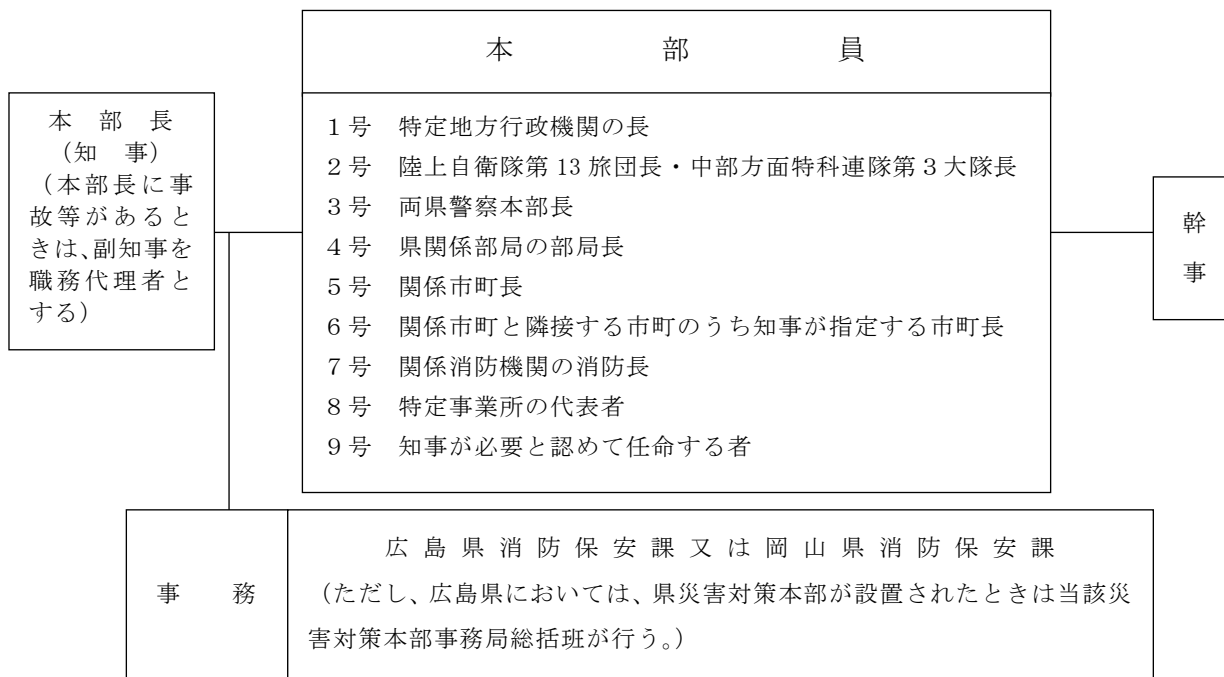
第1節 防 災 本 部

石油コンビナート等災害防止法に基づき、広島県及び岡山県は、それぞれに石油コンビナート等防災本部を常設する。

防災本部の組織及び所掌事務は、次に定めるところによるものとする。

第1 組 織

防災本部の組織は、次のとおりである。



第2 所 掌 事 務

防災本部の所掌事務は次のとおりである。

1 平常時における事務

- (1) 防災に関する調査研究を推進すること。
- (2) 防災に関する情報を収集し、これを関係者に伝達すること。
- (3) その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。

2 災害時における事務

- (1) 防災に関する情報を収集し、これを関係者に伝達すること。
- (2) 防災関係機関及び特定事業所が、この計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。

- (3) 石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地本部」という。）に対して、災害応急対策の実施に関し必要な指示を行うこと。
- (4) 関係特定地方行政機関を除く国の行政機関及び他の都道府県との連絡を行うこと。
- (5) その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。

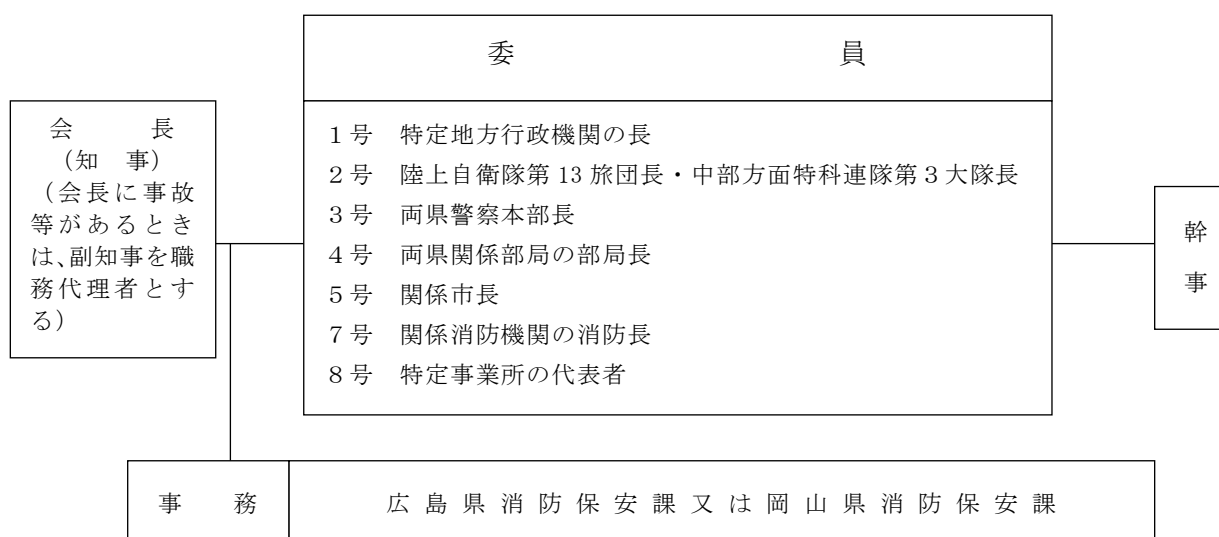
第2節 防災本部協議会

石油コンビナート等災害防止法に基づき、広島県及び岡山県は、石油コンビナート等防災本部の協議会を常設する。

防災本部協議会の組織及び所掌事務は、次に定めるところによるものとする。

第1組 組織

防災本部協議会の組織は、次のとおりである。



第2 所掌事務

防災本部協議会の所掌事務は次のとおりである。

1 平常時における事務

- (1) 石油コンビナート等防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) その他、福山・笠岡地区特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。

2 災害時における事務

- (1) 防災関係機関及び特定事業所が、この計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。
- (2) その他、福山・笠岡地区特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。

第3節 現地本部の設置

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有機的な連携のもとに、緊急に円滑かつ効果的な防災活動を実施するために設置する現地本部の設置基準、組織及び所掌事務については、次に定めるところによるものとする。

第1 設 置

現地本部は、現地において緊急かつ統一的な防災活動を実施するため、防災本部長が特に必要があると認めるときに設置するものとする。

第2 設 置 場 所

現地本部は、発災現場の所在する市の事務所に置くものとする。

第3 組 織

現地本部は、次の者をもって構成する。

- 1 現地本部長 発災現場の所在する市の市長
- 2 現地本部員 防災本部長が必要と認める当該県防災本部本部員
- 3 防災関係者 防災本部長が必要と認める防災関係者

第4 所 掌 事 務

現地本部は、防災本部及び防災本部協議会の事務のうち次の事務を行うものとする。

- 1 情報の収集、分析及び伝達
- 2 防災関係機関及び特定事業者が実施する災害応急対策に係る連絡調整
- 3 その他防災本部及び防災本部協議会の指示する事項

第5 廃 止

防災本部長は、当該災害の拡大の危険が解消し、又は災害応急対策がおおむね完了し、現地本部の設置の必要がなくなつたと認めるときは、現地本部長の意見を聴き、廃止するものとする。

第6 設置及び廃止の連絡

防災本部長は、現地本部の設置を決定したときは、防災本部本部員に対しその旨を直ちに通知するものとする。

また、廃止を決定したときにおいても同様とする。

なお、現地本部設置の通知を受けた現地本部員は、速やかに設置場所に集合するものとする。

第7 そ の 他

- 1 現地本部員は、必要に応じ、その属する機関の職員を連絡員として現地本部に派遣し、現地本部の事務補助に従事させるものとする。
- 2 その他、現地本部の設置に関し必要な事項は、その都度防災本部長が定めるものとする。

第4節 防災関係機関及び特定事業所の組織及び動員計画

防災関係機関及び特定事業者は、特別防災区域に係る災害に対処するため、それぞれの掌握する業務又は業務が的確かつ円滑に実施できるよう必要な防災組織を整備し、所要要員の動員及び配備体制に万全を期するものとする。

防災組織の整備に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- 1 組織の編成及び所掌事務を明確にし、常に現状に即したものに維持改善すること。
- 2 責任体制、指揮命令系統を明確に配備すること。
- 3 災害の種類、態様に応じた動員、配備等の基準を定めること。
- 4 夜間、休日等の連絡及び動員計画体制を整備すること。

第1 特定地方行政機関

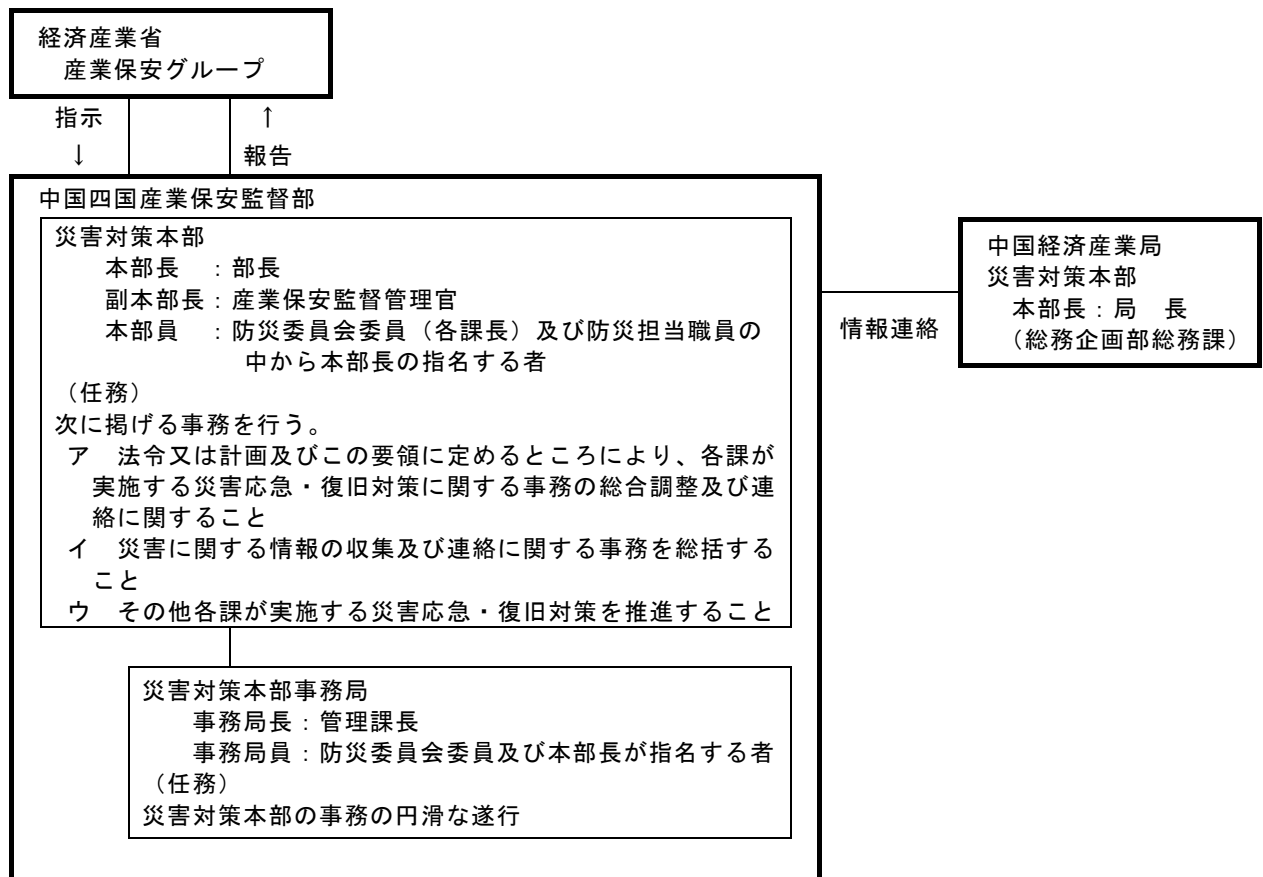
1 中国四国管区警察局

大規模な災害に備え、災害警備本部の設置、編成及び任務分担、職員の参集及び召集その他災害警備活動に必要な事項について定めておくものとする。

2 中国四国産業保安監督部

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、災害対策を円滑に実施するため、その所掌事務に係る災害応急・復旧対策を総合的に講じる必要があると認めるとき等には、災害対策本部を設置する。

〔中国四国産業保安監督部〕



防災に関する事務の分掌（災害一般）

事項		担当課室
災害対策業務体制整備	本部体制	管理
防災業務検討体制	防災委員会	管理
情報連絡体制	部内各課間 自治体 関係省庁地方支部局 民間事業者等 対外広報	管理 関係各課、管理 関係各課、管理 関係各課 関係各課、管理
ライフライン	電力 都市ガス ＬＰガス 熱供給	電力安全 保安 保安 保安
産業保安	高圧ガス 石油コンビナート 火薬類 鉱山	保安 保安 保安 鉱山保安、鉱害防止
被災産業調査・支援	全体調整 個別対応	管理 関係各課
企業防災対策	全体調整 個別対応	管理 関係各課
防災訓練		管理

3 第六管区海上保安本部

特別防災区域及びその周辺において海上に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その災害の発生海域、災害の規模に応じ、尾道海上保安部、福山海上保安署（福山地区）、水島海上保安部、福山海上保安署（笠岡地区）又は第六管区海上保安本部において所要の体制で対処する。

なお、油等が著しく大量に流出した場合における流出油等の防除措置については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律による海上保安庁長官の作成した瀬戸内海東部海域排出油等防除計画に基づいて実施する。

4 広島労働局

災害発生等について把握した際は、重大災害発生時の緊急措置要綱に基づき災害調査班を被災現場に派遣し、災害発生状況等の調査を実施するとともに必要な対策を講ずるものとする。

また、必要に応じ災害対策本部設置要綱に基づき、次の組織を設置する。

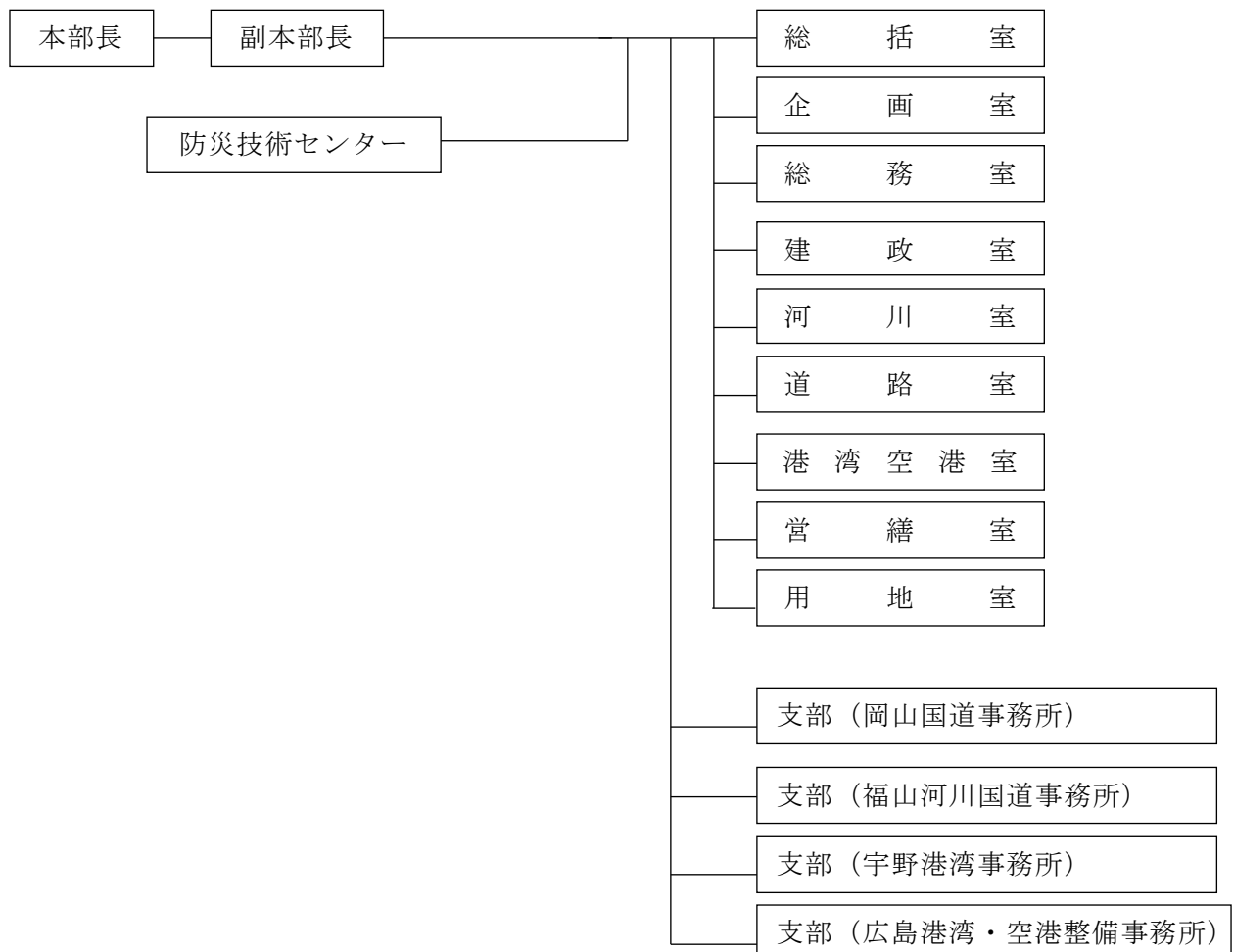
災害対策本部の組織	<pre> graph TD A[本部長] --- B[副本部長 総務担当] A --- C[副本部長 調査担当] B --- D[総務班] B --- E[報道班] C --- F[調査班] C --- G[監督班] C --- H[補償班] D --- I[所轄労働基準監督署] E --- I F --- I G --- I H --- I </pre>
同構成	本部長 局長 総務担当副部長＝総務部長 調査等担当副本部長＝労働基準部長 本部員 調査班 班長 健康安全課長 班員 主任地方産業安全専門官又は主任地方労働衛生専門官及び調査班長の指名する者 監督班 班長 監督課長 班員 主任地方労働基準監察監督官及び監督班長の指名する者 補償班 班長 労災補償課長 班員 労災管理調整官及び補償班長の指名する者 総務班 班長 総務課長 班員 総務課長補佐及び総務班長の指名する者 報道班 班長 雇用環境改善・均管推進監理官 班員 雇用環境・均等室長補佐及び報道班長の指名する者

5 岡山労働局

対 策 本 部		現 地 調 査 隊	
本 部 長 局 長	副 本 部 長 労働基準部長	調査隊長	笠岡労働基準監督署長
	本部員 監督課長 健康安全課長 労災補償課長 主任労働衛生専門官 主任監察監督官 監察監督官	調査隊員 岡山労働局 専門監督官 産業安全専門官 労働衛生専門官 笠岡労働基準監督署 監督・安衛課長 ほか	

6 中国地方整備局

災害発生した場合においては、必要に応じて当該所轄事務所等が災害対策本部を設置し、災害の状況を調査するとともに、これに対処するものとする。



第2 自衛隊

災害派遣要請者からの要請に基づき、自衛隊の運用計画の定めるところにより、災害派遣部隊を編成して被災地に派遣し、必要な防災活動を実施するものとする。

第3 県

1 広島県

広島県は、広島県災害対策運営要領に定めるところにより、次の体制で対処するものとする。

(1) 防災体制

特別防災区域内で災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、その状況により「注意体制」、「警戒体制」及び「非常体制」の3体制に分けて災害応急対策を実施する。

体 制	体制の概要
注意体制	- 消防保安課が主体的に、関係課、総務事務所（支所）及び関係地方機関とともに対応する。 - 業務内容は、主として情報収集及び連絡活動とする。
警戒体制	- 危機管理監が主体的に関係局（部）、総務事務所（支所）及び関係地方機関とともに対応する。 - 業務内容は、主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置とする。
非常体制	- 知事を本部長とする災害対策本部及び、地域危機管理監を支部長とする災害対策支部を設置して全庁的に対応する。 - 業務内容は、主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置とする。

(2) 各体制の設置判断基準

次の判断基準により各体制を執る。

体制	判断基準	体制の決定
注意体制	危険物、高圧ガス及び毒劇物（以下「危険物等」という。）の漏えい、火災又は爆発等の事故が発生又は発生のおそれがある場合であって、相当の被害が予想されるとき。	消防保安課長が必要と認めたとき。
警戒体制	危険物等に係る次の事故で、県内の消防力等で対応が可能な場合 ①多数の死傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき。 ②甚大な物的被害が生じたとき又はそのおそれがあるとき。 ③危険物等が公共用水域へ大量に流出したとき又はそのおそれがあるとき。	危機管理監が必要と認めたとき。
非常体制	- 警戒体制の欄に掲げる事故が発生し、現に甚大な被害があつて拡大するおそれがあるとき、又は県内の消防力等のみでは対応できないと予測されるとき。 - 災害が特別防災区域を越えて、周辺地域へ拡大するおそれがある場合	総合的な対策を講ずるため、特に知事が必要と認めたとき。

(3) 各体制における組織

各体制における関係機関は次のとおりとする。

区分	関係部署名	
注意体制・警戒体制	(本 庁)	(地方機関)
	危機管理監 公共交通政策課 環境保全課 産業廃棄物対策課 薬務課 商工労働総務課 水産課 道路河川管理課 港湾振興課 都市計画課 都市環境整備課	(福山・笠岡地区災害時) 東部(総務事務所、厚生環境事務所・保健所福山支所、農林水産事務所、建設事務所)
非常体制	全庁的体制とする。	

(4) 注意体制における応急対策

注意体制においては、次の業務のほか、災害の状況に応じて必要な防災活動を行う。

区 分		業 務
本 庁	消防保安課	● 消防関係機関、関係課及び総務事務所(支所)と情報交換を行う。 ● 把握した被害状況を取りまとめる。 ● 危機管理監等に把握した状況を報告する。 ● 課内の配備要員の増員その他体制の強化を行う。
	関係課	● 関係地方機関等からの情報収集を行う。 ● 被害状況等を消防保安課に報告する。 ● 課・室内の配備要員の増員その他体制の強化を行う。
地方機関	総務事務所(支所)	● 所管区域内の被害状況等を取りまとめる。 ● 所管区域内の被害状況等を関係地方機関に情報提供する。 ● 必要に応じて消防保安課長に報告する。 ● 所内の配備要員の増員その他体制の強化を行う。
	関係地方機関	● 所管区域内の被害状況等を把握するとともに、市町等の防災関係機関からの情報収集を行う。 ● 被害状況等を総務事務所(支所)及び関係課に報告する。 ● 所内の配備要員の増員その他体制の強化を行う。

(5) 警戒体制における応急対策

警戒体制においては、次の業務のほか、災害の状況に応じて必要な防災活動を行う。

区 分		業 務
本 庁	危機管理監	● 市町・消防等の防災関係機関、関係課及び総務事務所(支所)と情報交換し、防災対策について協議する。 ● 各課・室等の被害状況を取りまとめる。 ● 関係課・室長及び地域危機管理監、関係地方機関の長に対して、防災体制及び防災対策について助言又は指示する。 ● 広島県石油コンビナート等防災本部構成機関との連絡及び調整を行う。 ● 被害状況等を知事及び副知事等に報告する。 ● 非常体制への移行を知事に進言する。 ● 監内の配備要員の増員その他体制の強化を行う。
	関係課	● 関係地方機関等と情報交換し、防災対策について協議する。 ● 被害状況等を危機管理監に報告する。 ● 課内の配備要員の増員その他体制の強化を行う。

地方機関	総務事務所 (支所)	● 所管区域内の被害状況等を取りまとめる。 ● 所管区域内の被害状況等を関係地方機関に情報提供する。 ● 必要に応じて、被害状況等を危機管理監に報告する。 ● 必要に応じて、関係地方機関による応急対策実施を総合調整する。 ● 所内の配備要員の増員その他体制の強化を行う。
	関係地方機関	● 所管区域内の被害状況等を把握するとともに、市町等の防災関係機関からの情報収集を行う。 ● 被害状況等を総務事務所（支所）及び関係課に報告する。 ● 所内の配備要員の増員その他体制の強化を行う。

(6) 非常体制における応急対策

非常体制においては、「広島県災害対策運営要領」による災害対策本部を設置し、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元体制を確立するとともに、広島県石油コンビナート等防災本部及び広島県防災会議と密接な連携のもとに災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

区 分	役 割
本部長（知事）	災害対策本部の事務を統括し、本部職員を指揮監督する。
副本部長（危機管理監担当副知事）	本部長を補佐する。
総括部長・事務局長 (危機管理監)	● 本部長及び副本部長を補佐し、必要な防災対策及び防災体制について進言する。 ● 災害対策を総括指揮する。 ● 災害対策本部事務局の事務を総括する。 ● 災害応急対策に係る防災関係機関との調整を行う。 ● 防災関係機関との合同対策会議を開催する。 ● 状況に応じて、災害対策本部・支部体制を拡大又は縮小することができる。 ● 事案及び状況に応じて、危機管理センターで配備する班の数を増減することができる。 ● 効果的な応急対策を講じるため、状況に応じて関係実施部各班員をメンバーとしたチームを危機管理センターに設置することができる。
災害対策本部員 (実施部部長)	本部長の命を受け、災害対策本部に設置する部の事務を総括する。
班 長	● 部長の下、班の事務を総括する。 ● 副班長を定め、班員の処理すべき事務を指示する。
事務局班員	● 事務局総括班及び情報連絡班は、危機管理センターに配備して各班の分掌事務に従事する。 ● 事務局のその他の班は各執務室で各班の分掌事務に従事する。
実施部班員	● 各執務室で各班の分掌事務に従事する。 ● 必要に応じて、危機管理センターに配備して、関係班間の応急対策の調整事務に従事する。 ● 「災害対策本部設置時の各種情報伝達経路等」により、それぞれの分掌事務に関する災害情報の収集に努めるものとし、収集した情報は直ちに情報連絡班及びその他の関係班に伝達する。

2 岡山県

(1) 防災組織配備基準

岡山県は、岡山県石油コンビナート等災害対策要綱の定めるところにより、次の体制で対処するものとする。

ア 第一次防災体制

災害種別	一般的基準	内 容
火災爆発	消防保安課 環境管理課 医薬安全課（毒劇物に係る場合） 備中県民局 備中保健所（毒劇物に係る場合） 備中県民局井笠地域事務所	特に関係のある部課の職員の少数人数を配備し各部課であらかじめ定めた災害応急対策措置要領等に基づく防災活動を実施し状況によってはさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。
有害ガス漏洩	消防保安課 環境管理課 医薬安全課（毒劇物に係る場合） 備中県民局 備中保健所（毒劇物に係る場合） 備中県民局井笠地域事務所	
流出油	消防保安課 環境管理課 水産課 港湾課 医薬安全課（毒劇物に係る場合） 備中県民局 備中保健所（毒劇物に係る場合） 備中県民局井笠地域事務所	

イ 第二次防災体制

災害種別	一般的基準	内 容
第一次防災体制に同じ	第一次防災体制に加え災害等の状況に応じ、主管部長又は備中県民局長が配備を命ずる部課等並びに危機管理監から配備要請があった部課及び出先機関	第一次防災体制に加え災害等の状況の推移に伴い直ちに総合防災体制に切り替え得る体制とする。

ウ 総合防災体制

岡山県石油コンビナート等防災計画に基づき現地本部に必要な人員を配備し、現地本部業務を行う他、岡山県総合防災体制により災害対策を実施する。

(2) 防災本部の活動体制

ア 一般的な活動

- ① 防災本部長は、各防災体制に応じ、本部運営に従事する職員（原則として岡山県消防

保安課職員)を配置する。

② 防災本部長は、防災本部の業務を実施するため必要に応じ防災本部員を召集する。

③ 防災本部の業務の円滑な運営を図るため必要に応じて「本部室」及び「現地本部」を設置する。

イ 地震時の初期活動

① 岡山県南部において、震度4以上を観測する地震が発生した時は、直ちに被害情報の収集・伝達にあたる。なお、地震発生が勤務時間外の場合は、地震情報(テレビ・ラジオ等)により初動班員が、勤務課所に自主参集し、活動を開始する。

② 岡山県南部において、震度5強以上を観測する地震が発生した時は、災害対策本部の設置場所に併せて「本部室」を設置する。

③ 地震により事故、災害が発生した場合の活動は一般的な活動によるものとする。

(3) 本部室

ア 構成

本部室は岡山県消防保安課職員を中心として、本部連絡員及び関係機関より派遣された情報連絡員で構成する。

イ 業務

① 防災本部の運営に関すること。

② 情報の収集、とりまとめ及び伝達に関すること。

③ 現地本部との連絡調整に関すること。

④ 国及び他県に対する連絡に関すること。

⑤ 自衛隊災害派遣要請に関すること。

⑥ その他防災本部長が必要と認める事項

ウ 情報連絡員の設置

本部室が設置された場合において、防災本部長は必要に応じ関係機関に情報連絡員の派遣を要請し、必要な業務にあたらせる。

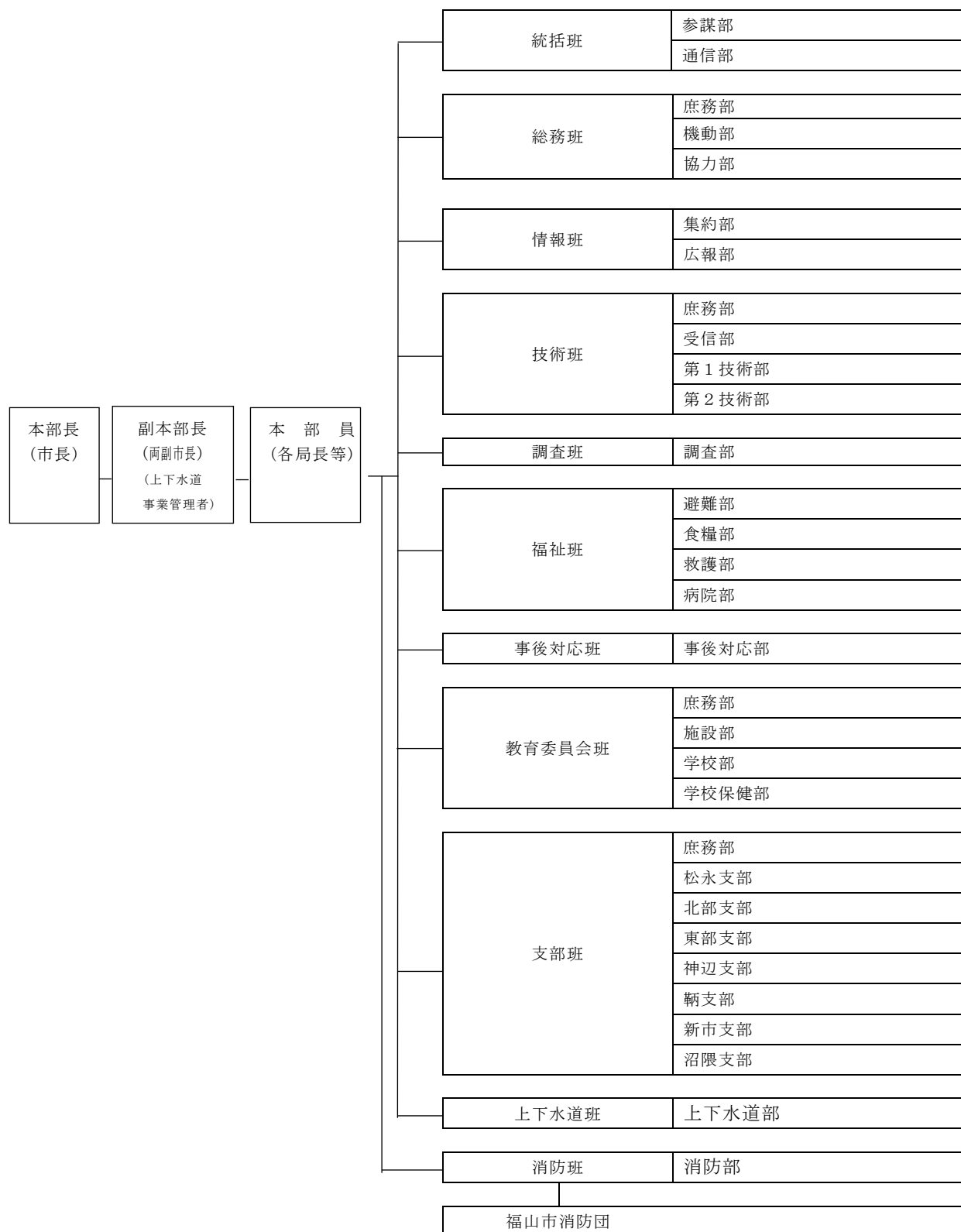
第4 県 警 察

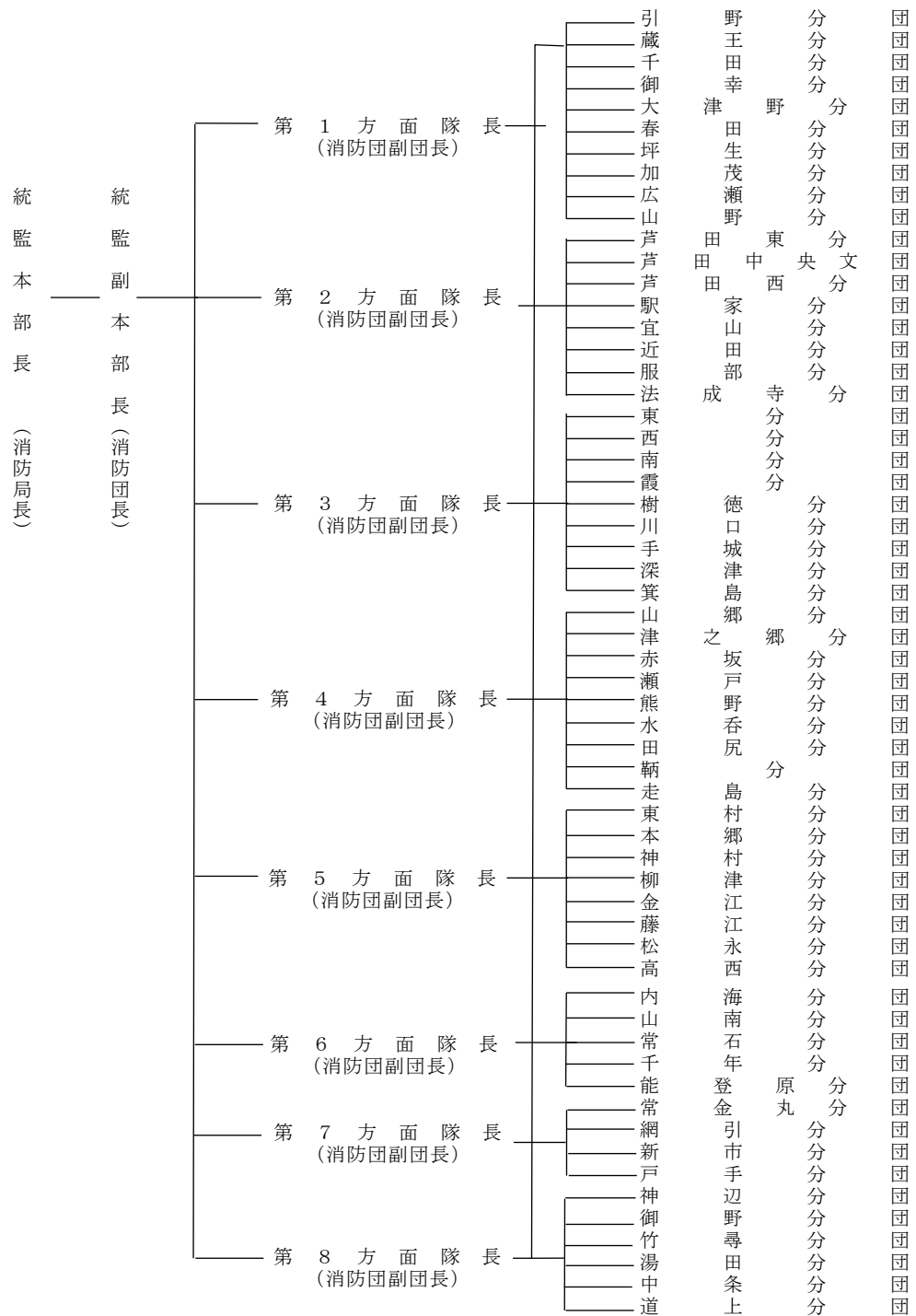
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、各県警察は必要により所要の警備体制を確立して、一連の災害警備活動を実施するものとする。

第5 関係市等

1 福山市

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その状況に応じて災害対策本部を設置し対処するものとする。

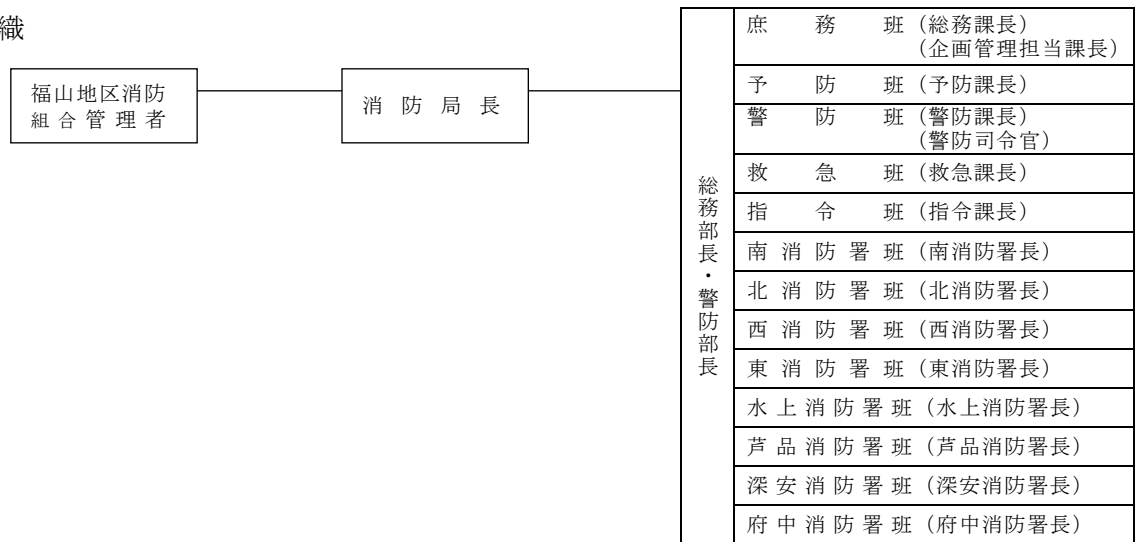




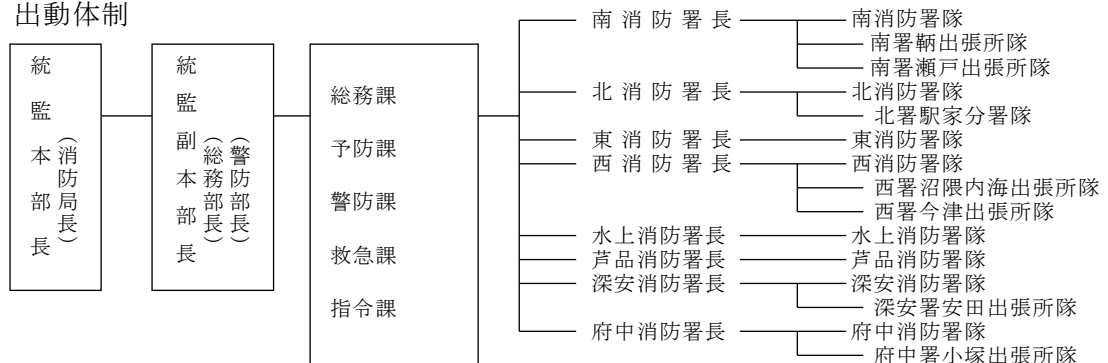
2 福山地区消防組合消防局

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

ア 組織

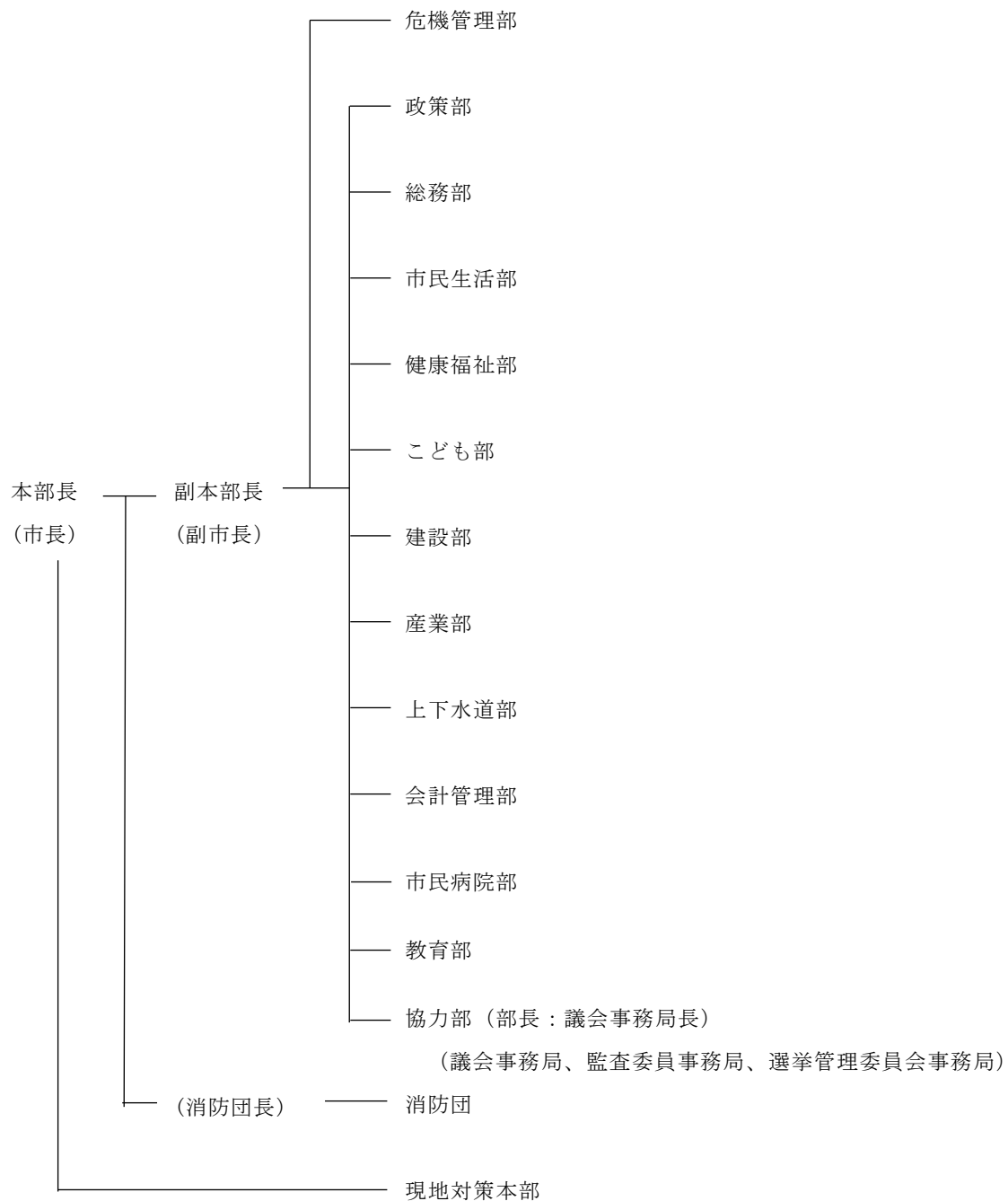


イ 出動体制



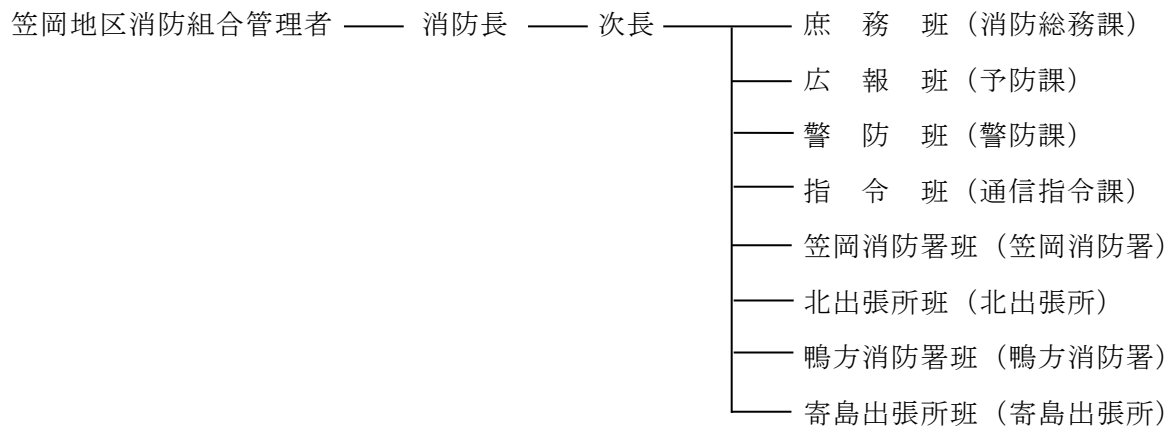
3 笠岡市

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害予防及び災害応急対策を実施するため状況に応じて災害対策本部を設置する。

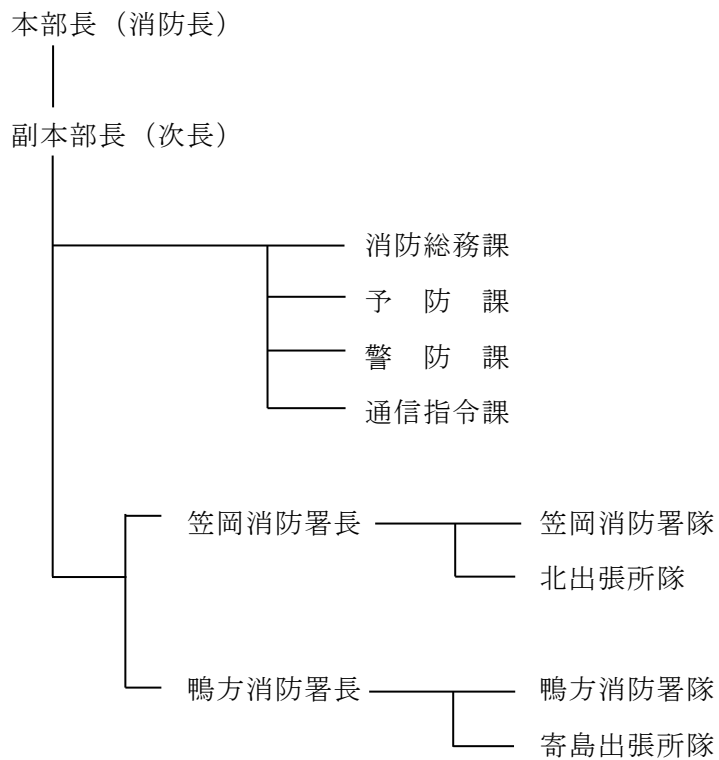


4 笠岡地区消防組合消防本部

ア 組織



イ 出勤体制



第6 関係公共機関

1 中国経済産業局

災害が発生した場合において、災害の状況を把握し、適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、必要な措置を講じるとともに、状況に応じて次の災害対策本部を設置し対処するものとする。

[中国経済産業局]

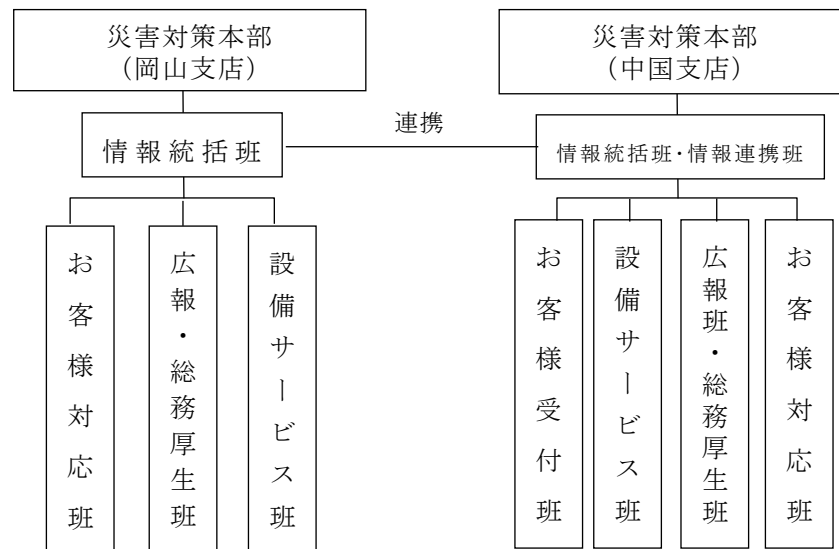
管轄区域において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、局の所掌事務に係る災害応急・復旧対策を総合的に講じる必要があると認めるとき等には、災害の種類及び程度に応じて災害対策本部を設置する。

災害対策本部 （災害時等必要に応じて設置）	
本部長：	局長
副本部長：	総務企画部長、地域経済部長、産業部長、資源エネルギー環境部長のうちから本部長が指名
本 部 員：	各部部長、次長、電源開発調整官及び防災委員会委員のうちから本部長が指名
事 務 局：	防災委員会委員長、副委員長、委員、本部長が指名する者
所掌事務：	ア 法令又は計画等に定めるところにより、各部課が実施する災害応急・復旧対策に関する事務の総合調整及び連絡に関すること イ 災害に関する情報の収集及び連絡に関する事務を総括すること ウ その他各部課が実施する災害応急・復旧対策を推進すること (庶務：総務企画部総務課)

防災委員会 （常設）	
委 員 長：	総務課長
副委員長：	参事官（広報・防災担当）
委 員：	総務課、参事官（広報・防災担当）、会計課、企画調査課、地域経済課、産業振興課、資源エネルギー環境課等の職員のうちから、委員長が指名
所掌事務：	ア 要領の作成及び見直し イ 防災訓練の実施等の災害予防対策 ウ 参集基準の作成及び見直し エ 発災時における参集等の初動体制の確立 オ 本省、中国四国産業保安監督部及び他省庁地方支分部局等の防災担当者との連絡調整 カ その他防災の推進に関すること (庶務：総務企画部総務課)

2 西日本電信電話株式会社中国支店・岡山支店

災害発生の場合は、状況に応じて中国支店・岡山支店に災害対策本部を設置し、緊急通信の確保と応急対策を実施する。

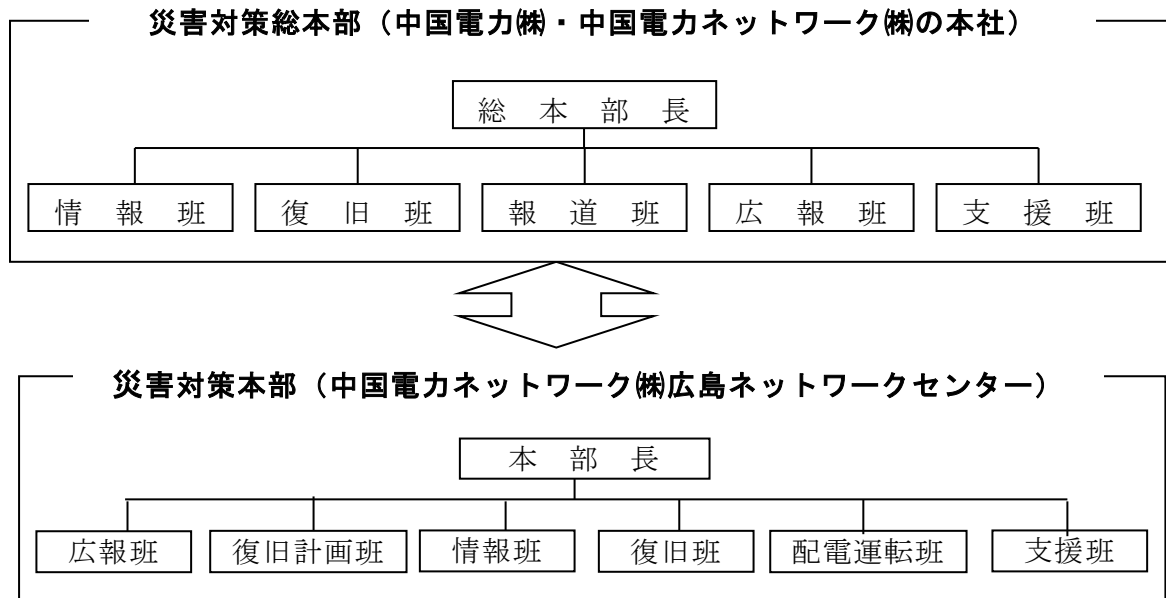


3 中国電力株式会社・中国電力ネットワーク株式会社

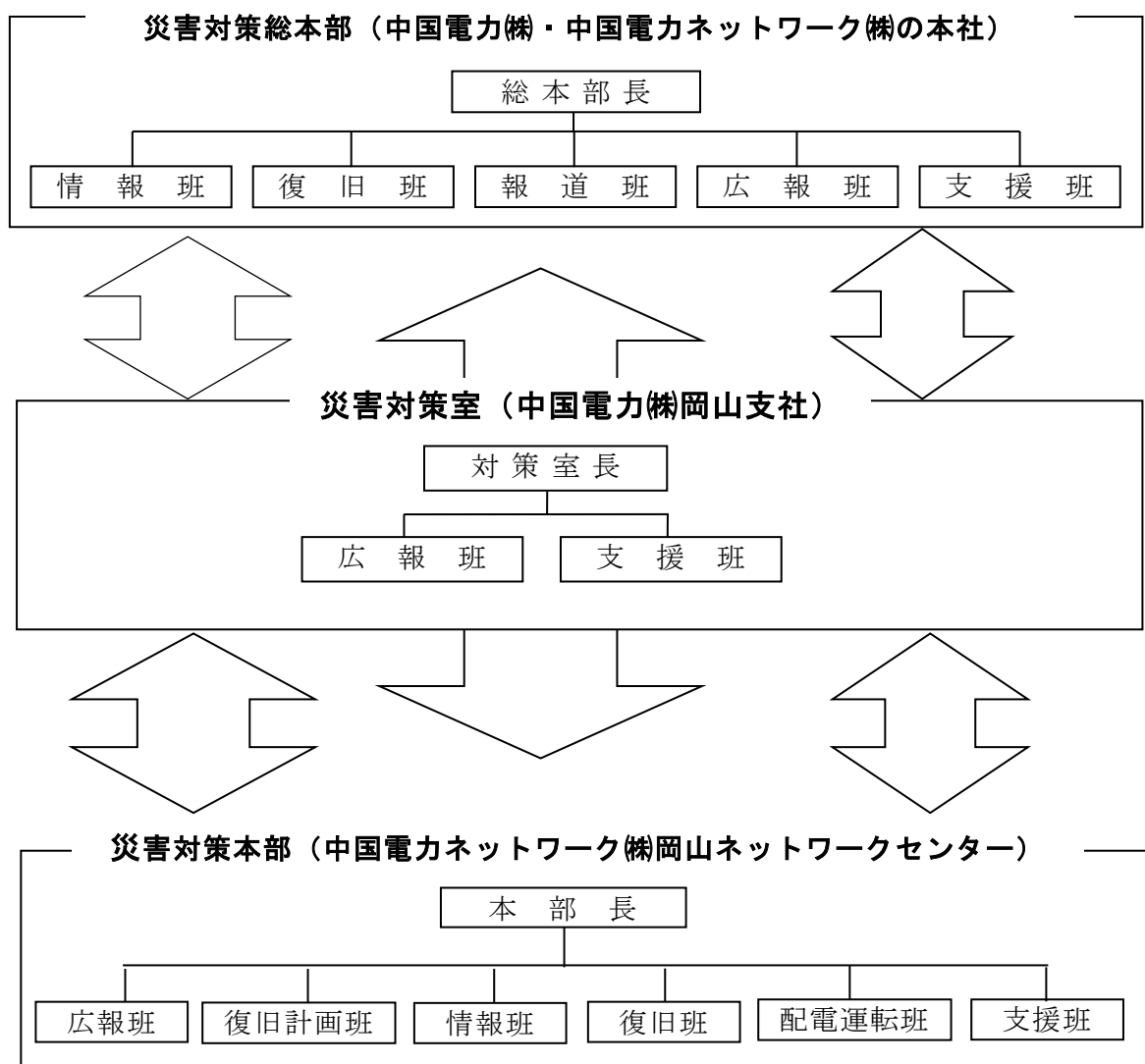
災害発生の場合は、状況に応じて、福山地区にあっては中国電力㈱及び中国電力ネットワーク㈱の両社の本社及び中国電力ネットワーク㈱広島ネットワークセンターに、笠岡地区にあっては、中国電力ネットワーク㈱岡山ネットワークセンター及び中国電力㈱岡山支社に、それぞれ対策本部を設置して情報連絡に当たるとともに、対策要員を出動させ応急対策を実施する。

本社災害対策本部及び支社災害対策室

・福山地区



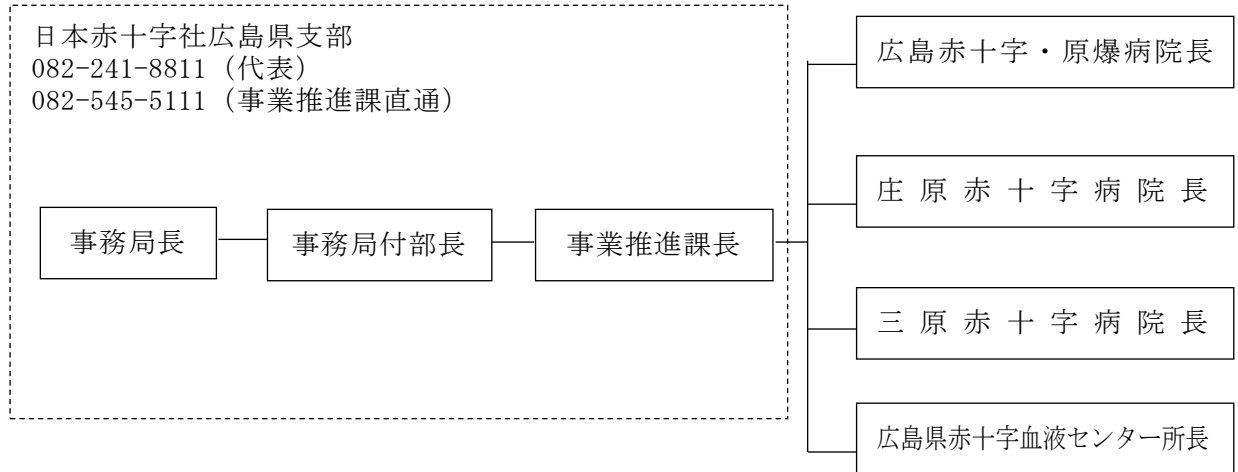
・笠岡地区



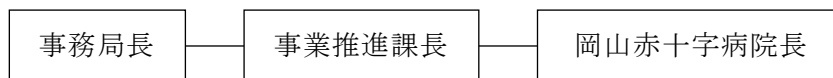
4 日本赤十字社広島県支部及び岡山県支部

各県から応急医療の要請を受けた場合は、被災地近接の病院から救護班を出動させ救護活動を実施するものとする。

(1) 広島県

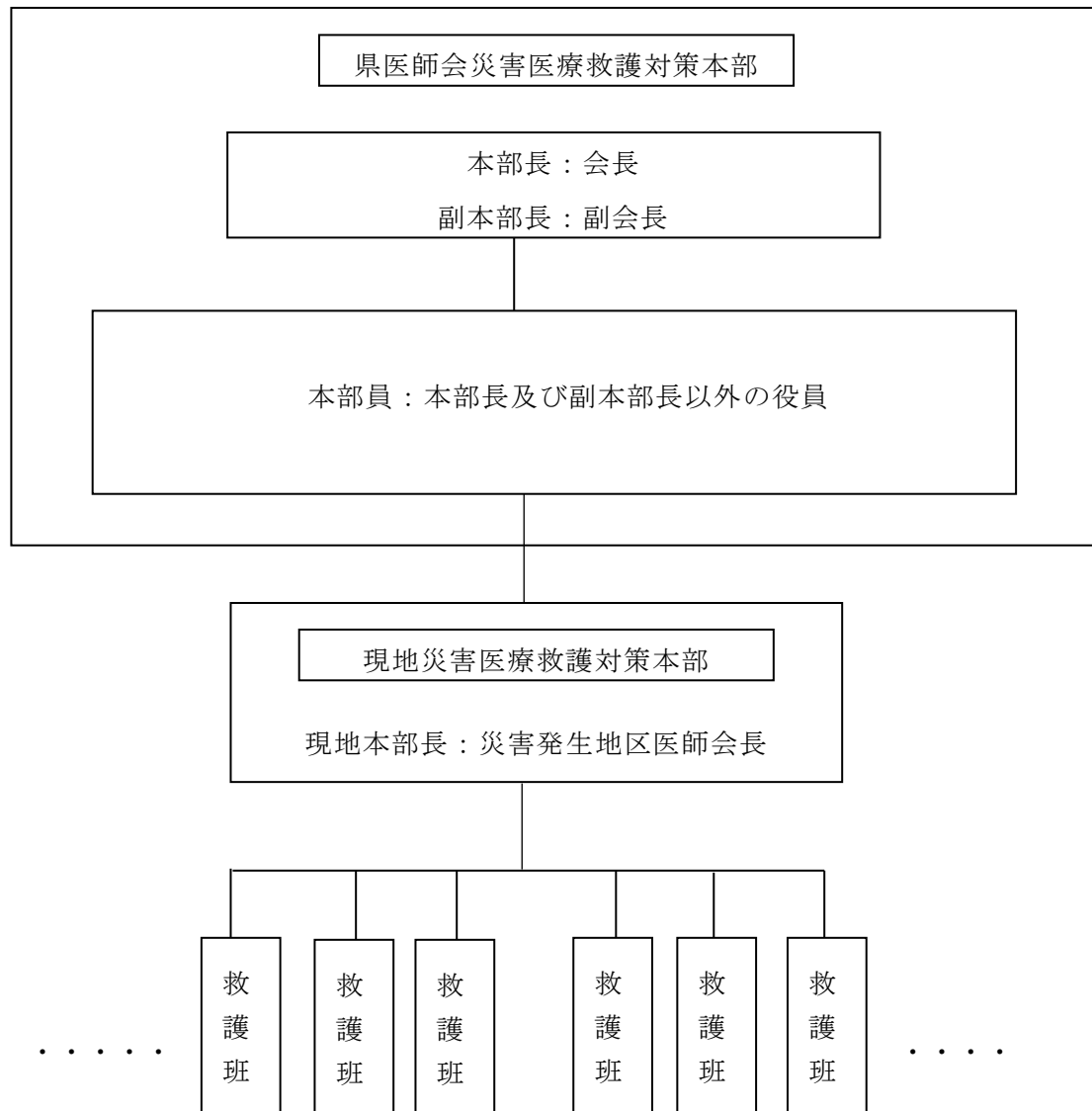


(2) 岡山県

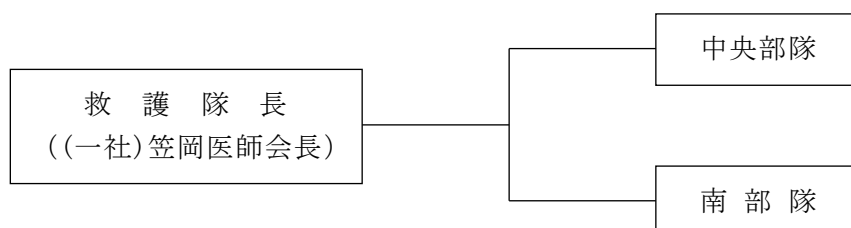


5 (一社)広島県医師会・(一社)笠岡医師会

(一社)広島県医師会は、広島県から災害医療の要請を受けた場合、広島県と(一社)広島県医師会の間で締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づいて、救護活動を実施するものとする。



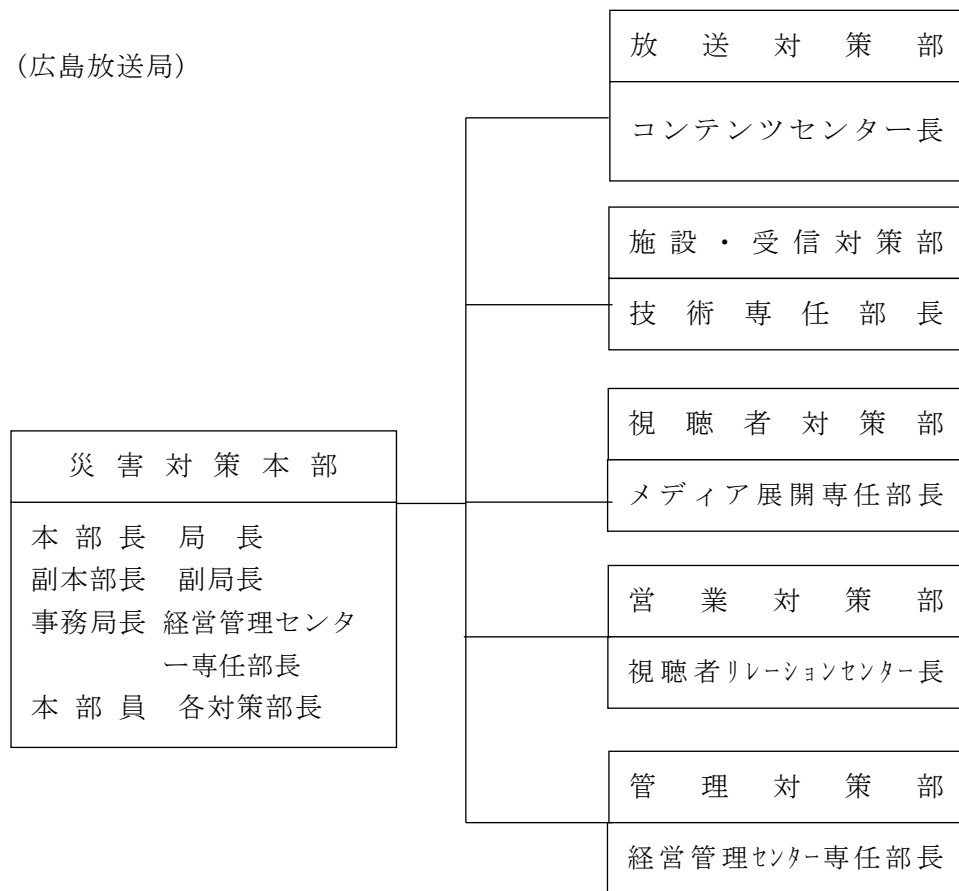
(一社)笠岡医師会は、笠岡市から応急医療の要請を受けた場合、救護隊を編成し、救護活動を実施するものとする。



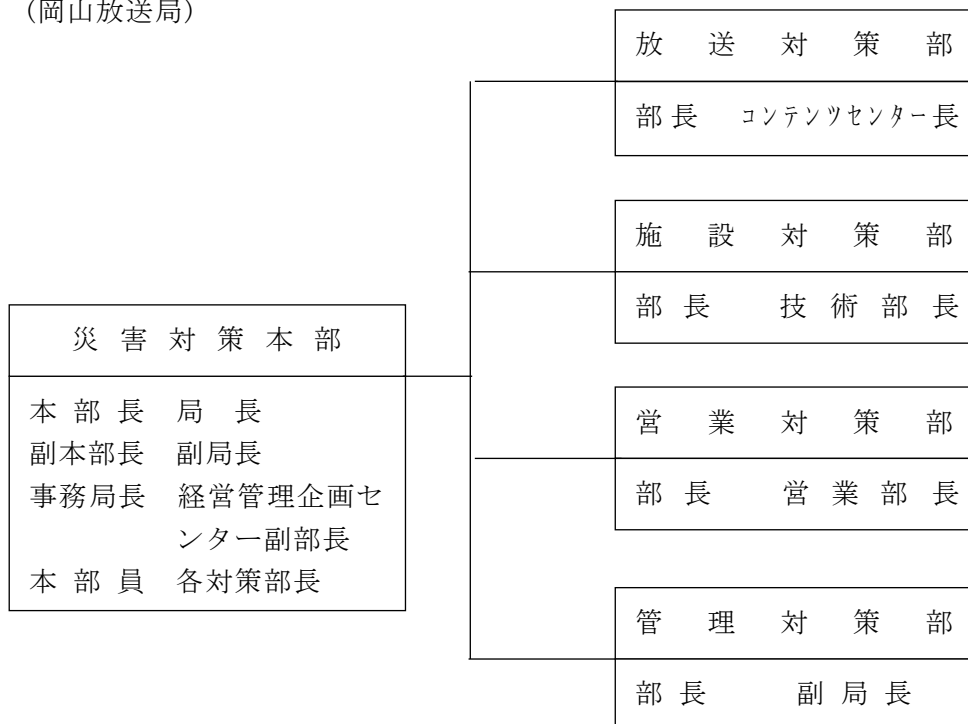
6 日本放送協会広島放送局・岡山放送局

気象予警報及び災害情報等を了知した場合は、内部基準に定めるところによりラジオ、テレビを通じニュース速報等により報道を行うものとする。

(広島放送局)



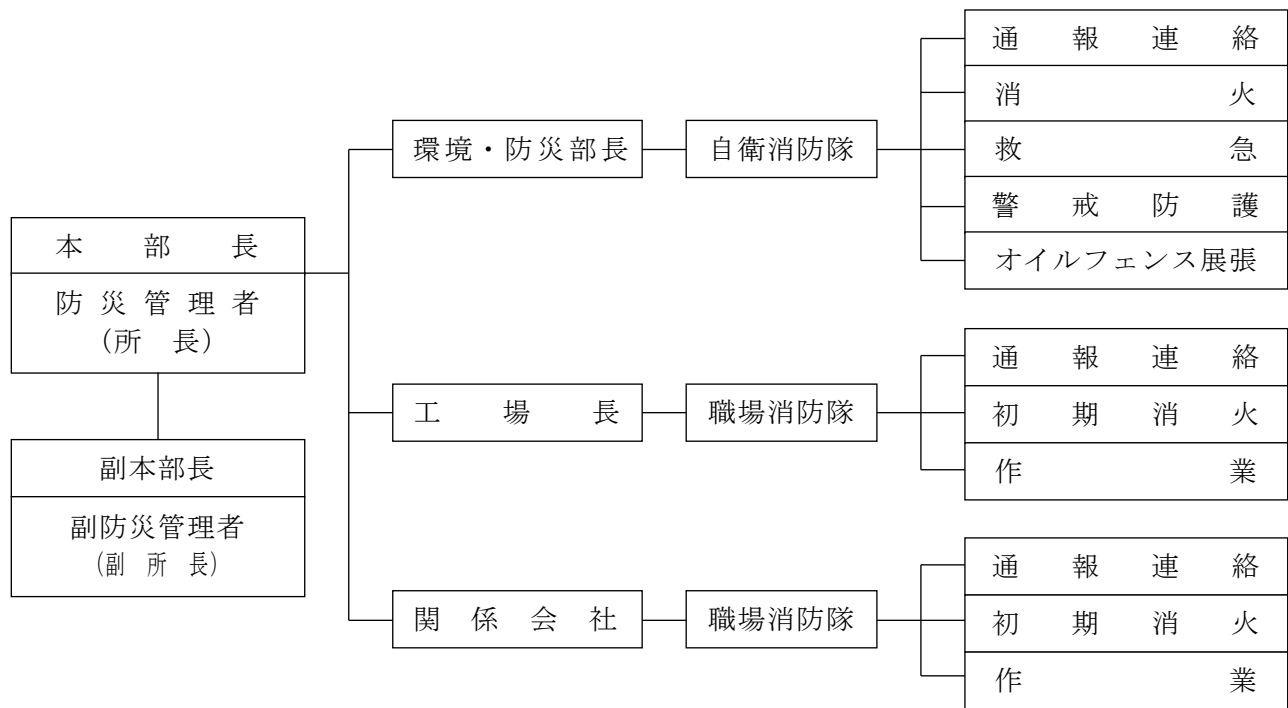
(岡山放送局)



第7 特定事業所

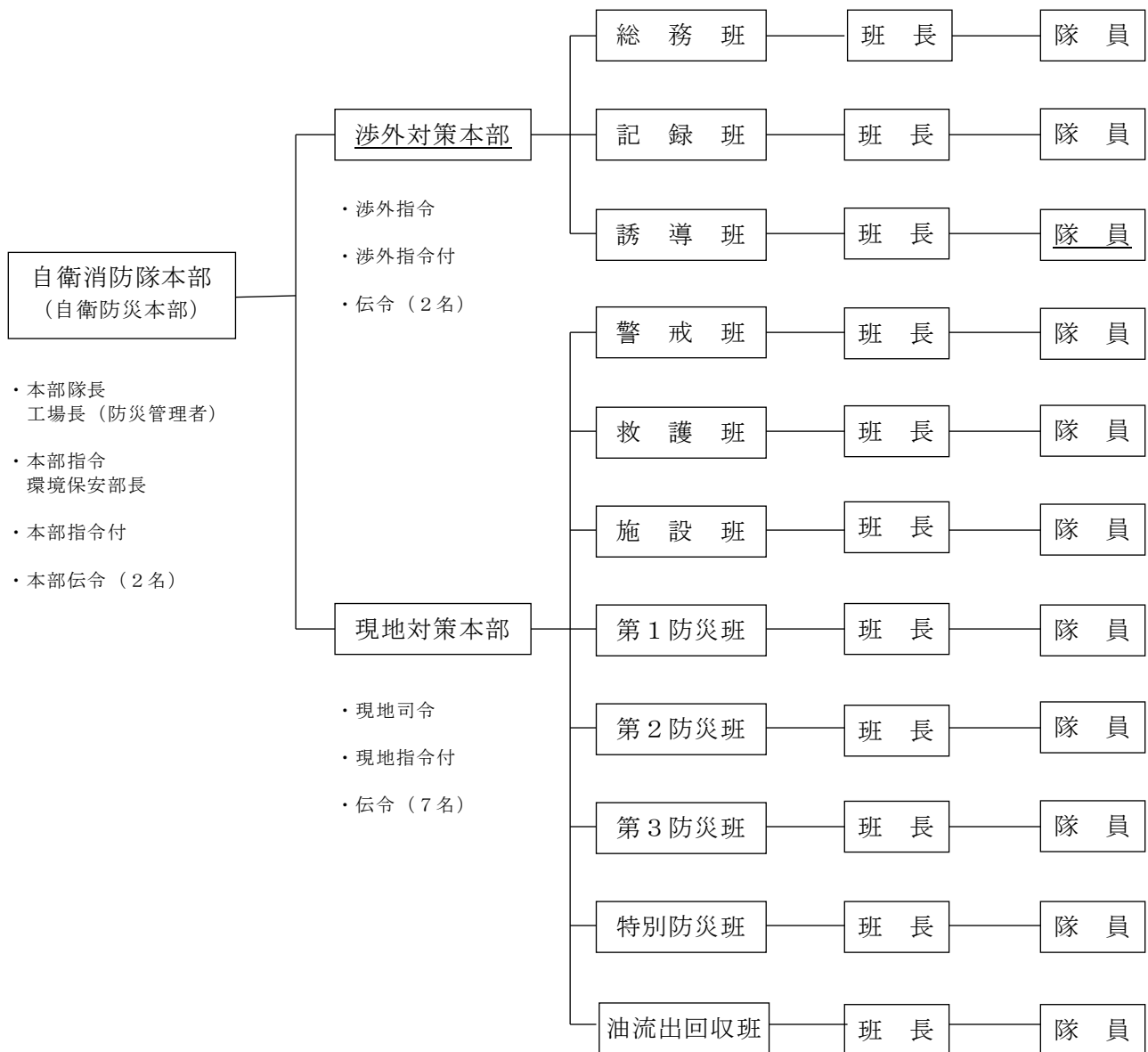
1 JFEスチール（株）西日本製鉄所（福山地区）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その種類、態様等に応じて次の体制で対処するものとする。



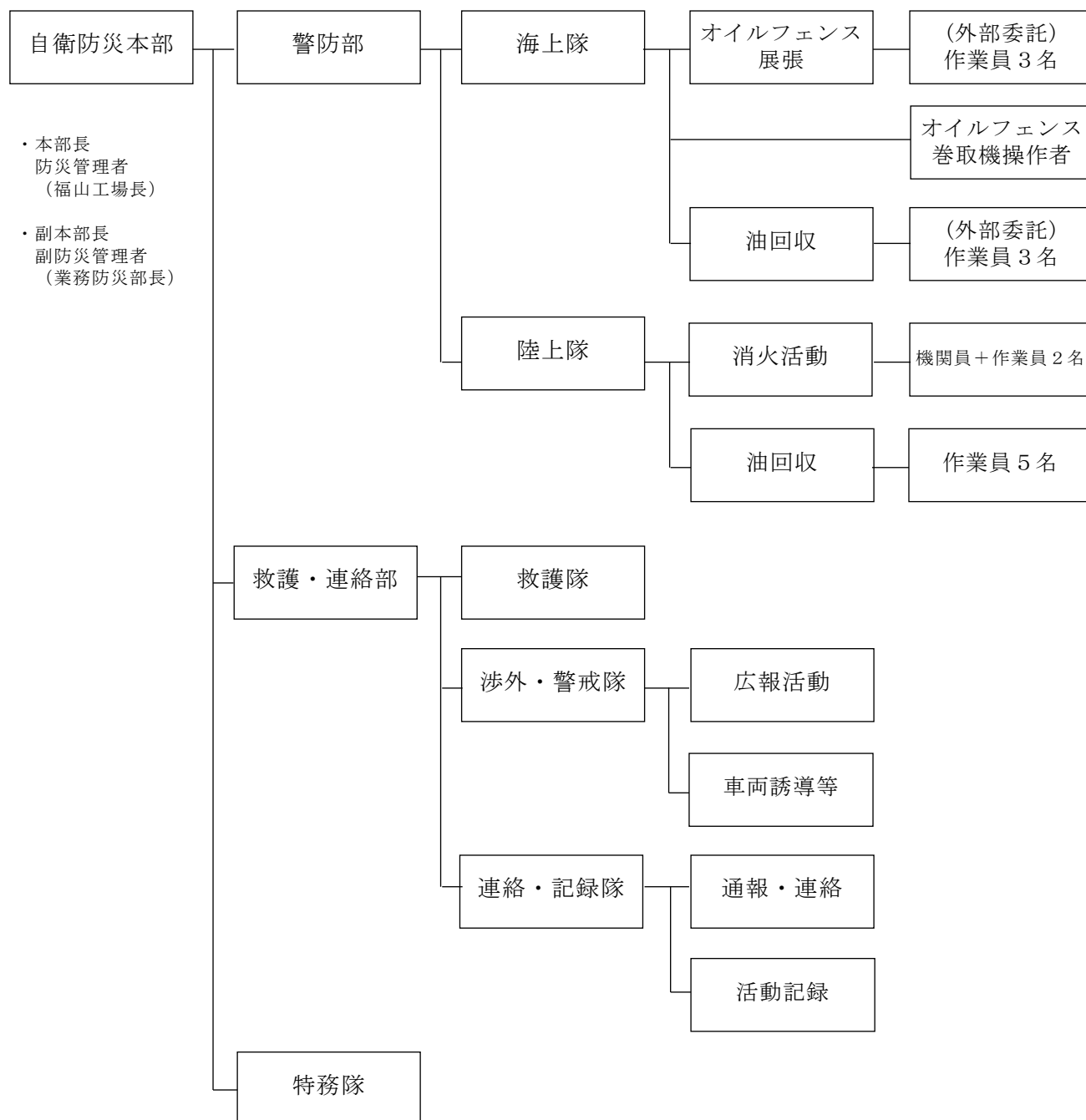
2 日本化薬株式会社福山工場

自 衛 防 災 組 織



3 ヤスハラケミカル（株）福山工場

自衛防災組織



第5節 相互応援協力体制の確立

防災関係機関及び特定事業者は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、相互間の応援協力を円滑に行い、災害の拡大防止を図るため、次により応援協定の締結を促進する等、相互応援協力体制の確立を図るものとする。

第1 特定事業者間の相互応援

各特定事業者は、その設置に係る特定事業所の所在する特別防災区域内の他の特定事業所において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その特定事業所の自衛防災組織を派遣する等相互に協力して一体的な防災活動を実施するため、あらかじめ応援協定を締結し、相互応援協力体制を確立しておくものとする。

- 1 応援要請の手続に関すること。
- 2 応援隊の出動に関すること。
- 3 応援活動の範囲、内容に関すること。
- 4 指揮命令系統に関すること。
- 5 応援隊の撤収に関すること。
- 6 応援に要する費用の負担方法に関すること。
- 7 その他必要な事項。

第2 中国地方5県による相互応援

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県は、災害が発生し、災害を受けた県が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、他の県に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、応援協定を締結し、相互の協力体制を確立しておくものとする。

名 称	締 結 機 関 名	締 結 年 月 日	備 考
中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	平成24年3月1日	

第3 中国・四国地方9県による相互応援

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県は、災害が発生し、災害を受けた県が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災県以外の県が相互に協力して、被災県の応急対策及び応急復旧を迅速かつ円滑に遂行するため、応援協定を締結し、相互の協力体制を確立しておくものとする。

名 称	締 結 機 関 名	締 結 年 月 日	備 考
中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	平成24年3月1日	

第4 全国47都道府県による相互応援

全国47都道府県は、災害が発生し、災害を受けた県が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災県以外の県が相互に協力して、被災県の応急対策及び応急復旧を迅速かつ円滑に遂行するため、応援協定を締結し、相互の協力体制を確立しておくものとする。

名 称	締 結 機 関 名	締 結 年 月 日	備 考
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国47都道府県	令和3年11月22日	

第5 関係市と特定事業者間の相互協力

関係市と特定事業者は、災害発生時における防災活動を迅速、的確かつ円滑に実施するため、災害の種類、態様等に応じた防御方法及び自衛防災組織の協力方法等について具体的に協議し、相互の協力体制を確立しておくものとする。

名 称	締 結 機 関 名	締 結 年 月 日	備 考
消 防 応 援 協 定	福山市、日本鋼管株式会社	昭和55年8月15日	※
	笠岡地区消防組合、JFEスチール株式会社西日本製鉄所（福山地区）	平成15年4月1日	

※ 平成2年4月1日付けで、福山市より福山地区消防組合へ権限委譲

※ 平成15年4月1日付けで、日本鋼管株式会社福山製鉄所はJFEスチール株式会社西日本製鉄所（福山地区）となる

第6 関係市と近隣市町間の相互応援

関係市は、近隣市町との応援協定の締結を促進し、広域的な応援体制の確立を図るものとする。

なお、現在締結されている応援協定は次のとおりである。

名 称	締 結 機 関 名	締 結 年 月 日	備 考
相 互 応 援 協 定	広島県及び広島県内全市町村	平成8年12月2日	
	岡山県及び岡山県内全市町村	平成26年7月4日	
	岡山県笠岡市及び島根県大田市	平成9年9月1日	
	広島県三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅町、神石高原町、岡山県笠岡市、井原市	平成24年7月20日	
	島根県松江市、出雲市、安来市、鳥取県米子市、境港市、広島県福山市、三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町、岡山県笠岡市、井原市	平成27年5月11日	
	近畿・中国・四国・九州沿岸市町村（77市町村）	平成25年10月25日	
消防相互応援協定	広島県内全市町及び一部事務組合	平成22年3月16日	
	岡山県内全市町村及び一部事務組合	平成20年3月31日	
	福山地区消防組合、笠岡地区消防組合	平成29年11月9日	

第7 海上保安部（署）と関係市間の相互応援

現在締結されている応援協定は次のとおりである。

名 称	締 結 機 関 名	締 結 年 月 日	備 考
消 防 業 務 協 定	尾道海上保安部、福山市、沼隈町、福山地区消防組合	平成2年4月1日	
	福山海上保安署、福山市、福山地区消防組合	平成2年4月1日	
	福山海上保安署、笠岡地区消防組合	令和元年7月1日	
	水島海上保安部、笠岡地区消防組合	平成31年3月28日	

第6節 石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置

- 1 特定事業者は、石油コンビナート等災害防止法第22条の規定に基づき、特別防災区域に係る防災に関し、研究協議し相互の連絡調整を図るため、次の事項を行う石油コンビナート等特別防災区域協議会を共同して設置するよう努めるものとする。この場合、防災関係機関はその設置及び運営に関し、積極的に協力するものとする。

- (1) 災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成
- (2) 災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究
- (3) 特定事業所の職員に対する災害の発生又は拡大の防止に関する教育の共同実施
- (4) 共同防災訓練の実施

- 2 当地区に設置されている福山・笠岡地区特別防災区域協議会の概要は次のとおりである。

名 称	構 成 事 業 所	締結年月日
※ 福山・笠岡地区 特別防災区域協議会	J F E ケ ミ カ ル (株) 西 日 本 製 造 所 笠 岡 工 場 J F E ミ ネ ラ ル (株) 製 鉄 関 連 事 業 福 山 製 造 所 株 式 会 社 J F E サ ン ソ セ ン タ ー 日 本 化 薬 株 式 会 社 福 山 工 場 J F E ス チ ール 株 式 会 社 西 日 本 製 鉄 所 (福 山 地 区) 瀬 戸 内 共 同 火 力 (株) 福 山 共 同 発 電 所 ヤ ス ハ ラ ケ ミ カ ル (株) 福 山 工 場	昭和58年10月5日

※ 昭和63年4月1日付けで福山地区特別防災区域協議会から名称変更